

条 例 制 定 改 廃 調 書

条例改正に伴う新旧対照表

令和 7 年

奈良市議会 6 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例（市長専決処分）		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・ 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律 第 7 号） ・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和 7 年 3 月 3 1 日付総税市第 2 2 号総務省自治税務局長通知）	4 制定改廃 の概要	1. 軽自動車税種別割に係る事項（第 9 0 条、第 9 6 条、第 9 7 条関係） (1) 二輪車の車両区分の見直し 原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が 1 2 5 c c 以下かつ最高出力が 4 . 0 k W 以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を年額 2 , 0 0 0 円とする。 (2) 減免申請書の記載事項に係る規定の整備 二輪車の車両区分の見直しに伴い、減免申請書の記載事項に係る規定を整備する。 (3) 運転免許証の提示義務に係る規定等の整備 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）の一部改正による個人番号カードと運転免許証の一体化の運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備する。
3 制定改廃 の理由	・ 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。		
5 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日	所管部課	総務部 市民税課

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
(種別割の税率) 第90条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)～(4) 略 (種別割の減免) 第96条 略 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、	(種別割の税率) 第90条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)～(4) 略 (種別割の減免) 第96条 略 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、

現行	改正案
当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第97条 略 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>を提示</u>	当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>（第90条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</u> (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第97条 略 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第７３号） ・令和５年人事院勧告（令和５年８月７日）	4 制定改廃の概要	１．勤務時間の割振りに関する規定の改正（第１条による改正） １箇月の期間につき、月曜日から金曜日までの５日間において１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振った場合と総勤務時間数が一致するように、職員の申告を経て勤務時間を割り振ることを可能とする規定を新設する。 ２．週休３日制の導入（第２条による改正） 週休日（日曜日及び土曜日）のほかに、職員の申告を経て１週間ごとの期間につき１日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができる規定を新設する。
3 制定改廃の理由	・本市における職場の魅力及び能率の向上のため、より柔軟な働き方の推進やより良い職場環境づくりが急務となっており、国家公務員のフレックスタイム制に準じた制度を導入し、多様な人材が活躍できる働きやすい職場づくりを目指すため、所要の規定の整備を行うもの。		
5 施行期日	令和７年７月１日、令和７年１０月１日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
（週休日及び勤務時間の割振り）	（週休日及び勤務時間の割振り）
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
	3 <u>任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1箇月を超えない範囲内で規則で定める期間ごとの期間につき前項の規定を適用したものとしたときの勤務時間となるように、当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u>
第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条_____の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。	第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。
2 略	2 略
（休憩時間）	（休憩時間）
第6条 略	第6条 略
2 <u>前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u>	2 <u>任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。</u>
	<u>（1） 職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要があるとき。</u>
	<u>（2） 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。</u>
（時間外勤務代休時間）	（時間外勤務代休時間）
第8条の3 任命権者は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第17条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一	第8条の3 任命権者は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第17条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一

現行	改正案
部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、第3条第2項_____、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日のうち規則で定める期間内にある日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 略 （休日の代休日） 第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項_____、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日及び休日を除く。）を指定することができる。 2 略	部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、第3条第2項<u>若しくは第3項</u>、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日のうち規則で定める期間内にある日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 2 略 （休日の代休日） 第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」という_____。）である第3条第2項<u>若しくは第3項</u>、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日及び休日を除く。）を指定することができる。 2 略

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
（週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日_____をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2 略 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、_____当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1箇月を超えない範囲内で規則で定める期間ごとの期間につき前項の規定を適用したものと仮定したときの勤務時間となるように、_____当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 （週休日の振替等） 第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項_____又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定	（週休日及び勤務時間の割振り等） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（<u>第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 2 略 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、<u>第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1箇月を超えない範囲内で規則で定める期間ごとの期間につき前項の規定を適用したものと仮定したときの勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u> （週休日の振替等） 第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項<u>若しくは第3項の規定により勤務時間が割り振られた日のうち規則で定める日</u>又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定

現行	改正案
める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日<u> </u>の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。	める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（勤務日（前条の規定により勤務時間が割り振られた日を除く。）の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 <u>2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。</u>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・ 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号） ・ 地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 3 0 号） ・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和 7 年 3 月 3 1 日付総税市第 2 2 号総務省自治税務局長通知）	4 制定改廃の概要	1．公示送達に係る事項 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した左記の省令改正に伴い所要の規定を整備する。（第 6 条関係） 2．個人市民税に係る事項 特定親族特別控除（大学生年代の子等に係る新たな控除）の創設に伴い所要の規定を整備する。（第 2 1 条、第 2 8 条、第 2 9 条の 2、第 2 9 条の 3 関係） 3．固定資産税に係る事項 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとする規定を新設する。（附則第 1 0 条の 3 関係） 4．市たばこ税に係る事項 加熱式たばこの課税方式について、重量のみで換算する方式に見直しを行う。（附則第 2 3 条の 2 関係）
3 制定改廃の理由	・ 上記の法令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。		
5 施行期日	公布の日、令和 8 年 1 月 1 日、令和 8 年 4 月 1 日、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日	所管部課	総務部 市民税課、資産税課、納税課、滞納整理課

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
(公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____ _____ _____ _____奈良市公告式条例（昭和25年奈良市条例第16号）第2条第2項に規定するところにより、これを行う _____ものと する。 (納税証明事項) 第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額_____を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算	(公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を奈良市公告式条例（昭和25年奈良市条例第16号）第2条第2項に規定する市役所掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものと</u>する。 (納税証明事項) 第8条 施行規則 _____第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算

現行	改正案
定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額	定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）
_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）	_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）

現行	改正案
については、この限りでない。 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）・（2） 略 （3） 扶養親族_____の氏名 （4） 略 2～6 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定	については、この限りでない。 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）・（2） 略 （3） 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 （4） 略 2～6 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定

現行	改正案
配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）	配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族_____の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例）	_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例）
第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第23条の2第1項</u>、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項、附則第28条の2の2第1項又は附則第28条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項	第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第23条の3第1項</u>、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項、附則第28条の2の2第1項又は附則第28条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項

現行	改正案
に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～5 略 6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 7 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 8・9 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 略 2～12 略 13 略 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第23条 略	に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～5 略 6 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 7 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 8・9 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 略 2～12 略 13 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> 14 略 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第23条 略 <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u>

現行	改正案
	第23条の2 <u>令和8年4月1日以後に第101条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第101条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第103条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第101条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法</u> 2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこ</u>

現行	改正案
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) <u>第23条の2</u> 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第23条の2第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第23条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第	<u>の品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第102条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)</u>のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第102条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)</u>と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) <u>第23条の3</u> 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第23条の3第1項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第23条の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第

現行	改正案
1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第 23 条の 2 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第 23 条の 2 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第 26 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第 23 条の 2 第 1 項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第 23 条の 2 第 1 項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第 23 条の 2 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに<u>附則第 23 条の 2 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。 (法<u>附則第 15 条第 37 項</u>の条例で定める割合) 第 28 条の 9 法<u>附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第 35 条 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、<u>第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項</u>、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 159 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは、「若しくは	1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第 23 条の 3 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第 24 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第 23 条の 3 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第 26 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第 23 条の 3 第 1 項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第 23 条の 3 第 1 項</u>に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第 23 条の 3 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに<u>附則第 23 条の 3 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。 (法<u>附則第 15 条第 36 項</u>の条例で定める割合) 第 28 条の 9 法<u>附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第 35 条 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、<u>第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項</u>、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 159 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは、「若しくは

現行	改正案
第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。	第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 施設利用者の対象を「勤労者をはじめ市民」に改める。（第3条関係） 2. 開館時間及び休館日について、指定管理者は、公益上その他特別の理由があると市長が認める場合に変更等をできるようにする。（第3条の3、第3条の4関係） 3. 別表に掲げる施設の名称を改める。（別表関係）
3 制定改廃 の理由	・奈良市勤労者総合福祉センターの利用の実態に即して文言の整備を行うほか、別表に掲げる施設の名称を改める等所要の規定の整備を行う。		
5 施行期日	令和8年4月1日	所管部課	観光経済部 産業政策課

奈良市勤労者総合福祉センター条例 新旧対照表

現行	改正案
(事業) 第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 (1) 勤労者_____の教養及び文化の向上に関する事 (2) 勤労者_____の福利厚生及び健康の維持増進に関する事 (3) 勤労者及び_____市民の会議、研修、レクリエーション及びスポーツの場の提供に関する事 (4) 略 (開館時間) 第3条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u> (休館日) 第3条の4 略 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</u> (定期利用) 第5条の2 ワークスペース<u>及びトレーニングルーム</u>は、1箇月を単位として継続して利用することができる。 2 略 (行為の禁止) 第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。</u>	(事業) 第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。 (1) 勤労者<u>をはじめ市民</u>の教養及び文化の向上に関する事 (2) 勤労者<u>をはじめ市民</u>の福利厚生及び健康の維持増進に関する事 (3) 勤労者<u>をはじめ市民</u>の会議、研修、レクリエーション及びスポーツの場の提供に関する事 (4) 略 (開館時間) 第3条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>公益上その他特別の理由があると市長が認める場合は_____、開館時間を変更することができる。</u> (休館日) 第3条の4 略 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、<u>公益上その他特別の理由があると市長が認める場合は_____、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</u> (定期利用) 第5条の2 ワークスペース_____は、1箇月を単位として継続して利用することができる。 2 略 (行為の禁止) 第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>喫煙すること。</u> (6) <u>指定の場所以外で火気を使用すること。</u>

現行								改正案							
(6) 略								(7) 略							
別表（第4条、第6条関係）								別表（第4条、第6条関係）							
1 多目的ホール、リハーサル室、ワークスペース、会議室、研修室、和室、技能講習室、実習室及び多目的スペース利用料金の上限								1 多目的ホール、防音室、多目的ルーム、和室、クラフトスペース及びスタジオ利用料金の上限							
区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		9：00～ 11：00	11：00～ 13：00	13：00～ 15：00	15：00～ 17：00	17：00～ 19：00	19：00～ 21：00			9：00～ 11：00	11：00～ 13：00	13：00～ 15：00	15：00～ 17：00	17：00～ 19：00	19：00～ 21：00
多目的ホール	体育室として 独占利用	円 2,200	円 2,200	円 2,200	円 2,200	円 4,400	円 4,400	多目的ホール	体育室として 独占利用	円 2,200	円 2,200	円 2,200	円 2,200	円 4,400	円 4,400
	体育室として 部分利用	1,100	1,100	1,100	1,100	2,200	2,200		体育室として 部分利用	1,100	1,100	1,100	1,100	2,200	2,200
リハーサル室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	防音室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
ワークスペース	個別利用 (1人当たり)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000								
	オーブン	800	800	800	800	800	800								

現行								改正案							
		利用 (1 人当 たり)													
会議 室A	独占 利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目的ル ームS	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	
	部分 利用	500	500	500	500	1,000	1,000								
会議室B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目 的ル ーム A	独占 利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
									部分 利用	500	500	500	500	1,000	1,000
研修室A		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目的ル ームB		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
研修室B		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目的ル ームC		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
								多目的ル ームD (パソコ ン室)		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
和室	独占 利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	和室	独占 利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
	部分 利用	500	500	500	500	1,000	1,000		部分 利用	500	500	500	500	1,000	1,000

現行								改正案							
技能講習室	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000									
実習室	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		クラフトスペース	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	
多目的スペース	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000		スタジオA	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	
								スタジオB	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	
備考								備考							
1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間（1時間未満は、1時間とする。_____）につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。_____）とする。								1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間（1時間未満は、1時間とする。 <u>以下同じ。</u> ）につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。 <u>以下同じ。</u> ）とする。							
2 多目的ホールの冷暖房施設の利用料金は、規定の利用料金の100分の20に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。								2 多目的ホールの冷暖房施設の利用料金は、規定の利用料金の100分の20に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。							
3 多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために利用する場合（ホールとして独占利用する場合に限る。）の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。								3 多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために利用する場合（ホールとして独占利用する場合に限る。）の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。							
4 「部分利用」とは、床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。								4 「部分利用」とは、床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。							
5 多目的ホールを利用する場合において、次のいずれかに該当するときの利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。								5 営利を目的とする場合							
(1) 500円を超える入場料を徴収するとき。								_____の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。							
(2) 会費又は協力費を徴収するとき。															

現行		改正案													
	(3) <u>会員制度により会員を招待するとき。</u> (4) <u>商品等の売上高により招待券を発行するとき。</u> (5) <u>その他これらに準ずるとき。</u> 6 <u>実習室</u>を陶芸焼窯の本焼又は素焼のために利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。 7 「個別利用」とは、個人でワークスペース内の個室を利用する場合をいう。 8 「オープン利用」とは、ワークスペース（個室を除く。）を利用する場合をいう。 9 次に掲げる者以外の者（以下「市外利用者」という。）が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の<u>額</u>の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (3) 市内に存する学校に在学する者 10 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の<u>額</u>の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 11 <u>ワークスペースの定期利用の利用料金は、月額32,500円とする。</u> 12 多目的ホールをホールとして独占利用する場合の利用料金は、当該ホールを体育室として独占利用する場合の利用料金の100分の200に相当する額とする。		6	<u>クラフトスペース</u>を陶芸焼窯の本焼又は素焼のために利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。											
				7	次に掲げる者以外の者（以下「市外利用者」という。）が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金<u> </u>の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (3) 市内に存する学校に在学する者 8 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金<u> </u>の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。										
		2	<u>ワークスペースの利用料金の上限</u> <table><tr><td></td><td>区分1</td><td>区分2</td><td>区分3</td><td>区分4</td><td>区分5</td><td>区分6</td></tr></table>								区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
			区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6							

現行		改正案					
	区分	9：00～	11：00～	13：00～	15：00～	17：00～	19：00～
		11：00	13：00	15：00	17：00	19：00	21：00
	個人	ブー	円	円	円	円	円
	利用	ス利	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		用					
		オー	800	800	800	800	800
		ブン 利用					
備考							
1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額とする。							
2 「ブース利用」とは、個人でワークスペース内の個室ブースを利用する場合をいう。							
3 「オープン利用」とは、個人でワークスペース内の個室ブース以外を利用する場合をいう。							
4 ワークスペースの定期利用（個人利用に限る。）の利用料金は、月額32,500円とする。							
5 あらかじめ指定管理者の承認を受けてワークスペースを独占利用する場合の利用料金は、区分1から区分4までについてはブース利用の利用料金の100分の300に相当する額、区分5及び区分6についてはブース利用の利用料金の100分の600に相当する額とする。							
6 営利を目的とする場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。							
7 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があら							

現行							改正案																																																																																																																																																																																		
2 トレーニングルーム、シャワー室及びサウナ室の利用料金の上限（1人1回につき） <table><tr><th>区分</th><th colspan="6">利用料金</th></tr><tr><td rowspan="2">トレーニングルーム</td><td colspan="6">500円</td></tr><tr><td colspan="6">回数券（11枚）5,000円</td></tr><tr><td>シャワー室</td><td colspan="6">100円</td></tr><tr><td>サウナ室</td><td colspan="6">150円</td></tr><tr><td>シャワー室・サウナ室</td><td colspan="6">200円</td></tr><tr><td>トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室</td><td colspan="6">650円</td></tr><tr><td colspan="7">備考</td></tr><tr><td colspan="7">トレーニングルームの定期利用の利用料金は、月額6,200円とする。</td></tr></table> 3 テニスコートの利用料金の上限（1面につき） <table><tr><th>区分</th><th>区分1</th><th>区分2</th><th>区分3</th><th>区分4</th><th>区分5</th><th>区分6</th></tr><tr><td rowspan="2">区分</td><td>9：00～</td><td>11：00～</td><td>13：00～</td><td>15：00～</td><td>17：00～</td><td>19：00～</td></tr><tr><td>11：00</td><td>13：00</td><td>15：00</td><td>17：00</td><td>19：00</td><td>21：00</td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr><tr><td colspan="7">備考</td></tr><tr><td colspan="7">1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。</td></tr></table>							区分	利用料金						トレーニングルーム	500円						回数券（11枚）5,000円						シャワー室	100円						サウナ室	150円						シャワー室・サウナ室	200円						トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	650円						備考							トレーニングルームの定期利用の利用料金は、月額6,200円とする。							区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分	9：00～	11：00～	13：00～	15：00～	17：00～	19：00～	11：00	13：00	15：00	17：00	19：00	21：00	テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	備考							1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。							かじめ市長の承認を得て定める額とする。 8 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 シャワー室及びサウナ室の利用料金の上限（1人1回当たり） <table><tr><th>区分</th><th colspan="6">利用料金</th></tr><tr><td>シャワー室</td><td colspan="6">100円</td></tr><tr><td>サウナ室</td><td colspan="6">150円</td></tr><tr><td>シャワー室・サウナ室</td><td colspan="6">200円</td></tr></table> 4 テニスコートの利用料金の上限（1面につき） <table><tr><th>区分</th><th>区分1</th><th>区分2</th><th>区分3</th><th>区分4</th><th>区分5</th><th>区分6</th></tr><tr><td rowspan="2">区分</td><td>9：00～</td><td>11：00～</td><td>13：00～</td><td>15：00～</td><td>17：00～</td><td>19：00～</td></tr><tr><td>11：00</td><td>13：00</td><td>15：00</td><td>17：00</td><td>19：00</td><td>21：00</td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr><tr><td colspan="7">備考</td></tr><tr><td colspan="7">1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。</td></tr></table>							区分	利用料金						シャワー室	100円						サウナ室	150円						シャワー室・サウナ室	200円						区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分	9：00～	11：00～	13：00～	15：00～	17：00～	19：00～	11：00	13：00	15：00	17：00	19：00	21：00	テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	備考							1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。						
							区分	利用料金																																																																																																																																																																																	
トレーニングルーム	500円																																																																																																																																																																																								
	回数券（11枚）5,000円																																																																																																																																																																																								
シャワー室	100円																																																																																																																																																																																								
サウナ室	150円																																																																																																																																																																																								
シャワー室・サウナ室	200円																																																																																																																																																																																								
トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	650円																																																																																																																																																																																								
備考																																																																																																																																																																																									
トレーニングルームの定期利用の利用料金は、月額6,200円とする。																																																																																																																																																																																									
区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6																																																																																																																																																																																			
区分	9：00～	11：00～	13：00～	15：00～	17：00～	19：00～																																																																																																																																																																																			
	11：00	13：00	15：00	17：00	19：00	21：00																																																																																																																																																																																			
テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																			
備考																																																																																																																																																																																									
1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。																																																																																																																																																																																									
区分	利用料金																																																																																																																																																																																								
シャワー室	100円																																																																																																																																																																																								
サウナ室	150円																																																																																																																																																																																								
シャワー室・サウナ室	200円																																																																																																																																																																																								
区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6																																																																																																																																																																																			
区分	9：00～	11：00～	13：00～	15：00～	17：00～	19：00～																																																																																																																																																																																			
	11：00	13：00	15：00	17：00	19：00	21：00																																																																																																																																																																																			
テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																			
備考																																																																																																																																																																																									
1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。																																																																																																																																																																																									

現行		改正案	
	2 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。		2 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 3 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
	<u>4</u> 附属設備及びその利用料金の上限 市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額		<u>5</u> 附属設備及びその利用料金の上限 市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・ 離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 28 号）第 5 条による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）の一部改正	4 制定改廃 の概要	1. 固定資産税の課税免除の条件となる対象施設の設置期限を「令和 7 年 3 月 31 日」から「令和 10 年 3 月 31 日」まで延長する。（第 3 条関係）
3 制定改廃 の理由	・ 上記の省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の条件となる対象施設の設置期限を延長するため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	観光経済部 産業政策課

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(課税免除の適用範囲) 第3条 市長は、地域経済牽引事業者がこの条例の施行の日以後に奈良県知事により地域経済牽引事業計画の承認を受け、当該承認を受けた日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に促進区域において対象施設を設置したときは、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限り。）に対して課する固定資産税については、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、免除することができる。 2 略	(課税免除の適用範囲) 第3条 市長は、地域経済牽引事業者がこの条例の施行の日以後に奈良県知事により地域経済牽引事業計画の承認を受け、当該承認を受けた日から<u>令和10年3月31日</u>までの間に促進区域において対象施設を設置したときは、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限り。）に対して課する固定資産税については、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、免除することができる。 2 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																					
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和7年政令第37号）	4 制定改廃の概要	1. 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者に係る損害補償の補償基礎額の最低額を9, 100円から9, 700円に改定する。（第5条関係） 2. 非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る損害補償の補償基礎額を改定する。（別表関係） 補償基礎額表（第5条関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">階 級</th><th colspan="3">勤 務 年 数</th></tr> <tr> <th>10年未満</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr> <tr> <td>団長及び副団長</td><td>円 12,900 (12,500)</td><td>円 13,700 (13,350)</td><td>円 14,500 (14,200)</td></tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td><td>11,300 (10,800)</td><td>12,100 (11,650)</td><td>12,900 (12,500)</td></tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td><td>9,700 (9,100)</td><td>10,500 (9,950)</td><td>11,300 (10,800)</td></tr> </table> ※（ ）内は現行 3. 扶養に係る補償基礎額の加算額を、第1号に該当する扶養親族については217円から100円に改定し、第2号に該当する扶養親族については333円から383円に改定する。（第5条関係）	階 級	勤 務 年 数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 12,900 (12,500)	円 13,700 (13,350)	円 14,500 (14,200)	分団長及び副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)	部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)
階 級	勤 務 年 数																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																			
団長及び副団長	円 12,900 (12,500)	円 13,700 (13,350)	円 14,500 (14,200)																			
分団長及び副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)																			
部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)																			
3 制定改廃の理由	・上記の政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うもの。																					
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課																			

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までの<u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u> _____を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、<u>(以下この項において「特定期間」</u>	(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までの<u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____

現行	改正案																																														
という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。	_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。																																														
別表	別表																																														
補償基礎額表（第5条関係）	補償基礎額表（第5条関係）																																														
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12, 500</td><td>13, 350</td><td>14, 200</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10, 800</td><td>11, 650</td><td>12, 500</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9, 100</td><td>9, 950</td><td>10, 800</td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	団長及び副団長	12, 500	13, 350	14, 200	分団長及び副分団長	10, 800	11, 650	12, 500	部長、班長及び団員	9, 100	9, 950	10, 800	<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12, 900</td><td>13, 700</td><td>14, 500</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11, 300</td><td>12, 100</td><td>12, 900</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9, 700</td><td>10, 500</td><td>11, 300</td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	団長及び副団長	12, 900	13, 700	14, 500	分団長及び副分団長	11, 300	12, 100	12, 900	部長、班長及び団員	9, 700	10, 500	11, 300
階級		勤務年数																																													
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																												
	円	円	円																																												
団長及び副団長	12, 500	13, 350	14, 200																																												
分団長及び副分団長	10, 800	11, 650	12, 500																																												
部長、班長及び団員	9, 100	9, 950	10, 800																																												
階級	勤務年数																																														
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																												
	円	円	円																																												
団長及び副団長	12, 900	13, 700	14, 500																																												
分団長及び副分団長	11, 300	12, 100	12, 900																																												
部長、班長及び団員	9, 700	10, 500	11, 300																																												
備考 略	備考 略																																														

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）	4 制定改廃 の概要	1. 退職した非常勤消防団員に支給する消防団員退職報償金の支給額を決定するための勤続年数の区分に、35年以上勤務した者の区分を新たに追加する。（別表関係） 団長1,079千円 副団長1,009千円 分団長949千円 副分団長909千円 部長及び班長834千円 団員789千円
3 制定改廃 の理由	・ 上記の政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職した非常勤消防団員に支給する消防団員退職報償金の支給額を決定するための勤続年数の区分に、35年以上勤務した者の区分を新たに追加するため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対照表

現行							改正案							
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）							
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
団長	239	344	459	594	779	979	団長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	団員	200	264	334	409	519	689	789

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 奈良市公共下水道事業のうち、都市計画公共下水道事業及び月ヶ瀬公共下水道事業の計画処理人口及び計画1日最大処理水量を改正する。（別表第2関係）
3 制定改廃 の理由	・公共下水道の事業計画の変更に伴い、公共下水道事業のうち、都市計画公共下水道事業及び月ヶ瀬公共下水道事業の計画処理人口及び計画1日最大処理水量を改めるもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 事業部 下水道事業課

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
名称	計画処理区域		計画処理人口	計画1日最大処理水量	名称	計画処理区域		計画処理人口	計画1日最大処理水量
奈良市公共下水道事業	都市計画公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域(月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部を除く。)	人 319,564	立方メートル 143,155	奈良市公共下水道事業	都市計画公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域(月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部を除く。)	人 301,892	立方メートル 135,561
	月ヶ瀬公共下水道事業	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域(月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬	870	310		月ヶ瀬公共下水道事業	下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域(月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬	780	320

現行						改正案					
			桃香野の一部に限る。)						桃香野の一部に限る。)		
略	略	略		略	略	略	略	略		略	略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）第1条による建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正	4 制定改廃 の概要	1. 建設業法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行う。 （第3条、第4条関係） 改正前 建設業法施行令第34条第1項及び第2項 改正後 建設業法施行令第37条第1項及び第2項 2. 布設工事監督者及び水道技術管理者は、一級土木施工管理技士のうち第2次検定に合格した者に限る旨を明確に規定する。 （第3条、第4条関係）
3 制定改廃 の理由	- 上記の政令の一部改正に伴い、本市の条例で引用している条文にずれが生じたため、引用条文の整理を行う。 - 資格要件の明確化のため、所要の規定の整備を行う。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 事業部 水道計画課

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者 であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 2 略 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 2 略	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) 略 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第2項に規定する第2次検定に合格した者に限る。次条第1項第8号において同じ。)であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 2 略 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略 (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 2 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市下水道条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）	4 制定改廃 の概要	1. 「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。（第11条の3関係） 2. その他所要の改正を行う。（第11条の3関係）
3 制定改廃 の理由	・上記の政令の一部改正により、水質の基準の指標として大腸菌群数を用いていたが、よりの確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数を用いることとされたことに伴い、所要の規定の整理を行う。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 経営部 給排水課

奈良市下水道条例 新旧対照表

現行	改正案
(除害施設の設置等) 第11条の2 略 第11条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、管理者が定める量又は水質の汚水を排除する場合については、次に定める基準のうち管理者が定める項目は適用しない。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良県生活環境保全条例（平成8年12月奈良県条例第8号）により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値	(除害施設の設置等) 第11条の2 略 第11条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除された汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、管理者が定める量又は水質の汚水を排除する場合については、次に定める基準のうち管理者が定める項目は適用しない。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良県生活環境保全条例（平成8年12月奈良県条例第8号）により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値